



東北ブロック（歯科）における審査上の 取扱い（ブロック取決）のご案内

令和 8 年 8 月 3 日

令和 5 年 8 月 1 日、令和 6 年 8 月 9 日及び令和 6 年 12 月 9 日にお知らせした以下の東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い（ブロック取決）については、支払基金本部に設置した「審査情報提供歯科検討委員会」において検討され、「審査情報提供事例（歯科）」として公表されましたので、お知らせします。

（※）北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、「顎関節症」の病名のみで「I017-2 1 口腔内装置調整 ハ（イ及びロ以外の場合）」の算定を認める。	顎関節症の治療において装着した顎関節治療用装置を調整することにより、疼痛の軽減や開口障害の改善等を図ることが臨床上あり得るものと考えられる。	令和 6 年 2 月 26 日に「審査情報提供事例（歯科）」として公表
2	原則として、歯周病に罹患している患者に対して歯周病検査を実施する場合において、「P」病名の歯数にかかわらず、口腔内写真 5 枚までの「B001-3 歯周病患者画像活用指導料」及び「注」の加算の算定を認める。 留意事項として、診療状況が不明な場合等は必要に応じて医療機関に対して照会を行い、判断する必要がある。	「P」病名の歯及び歯周組織の部位に対して、歯周病が重度で歯頸部や歯間部、遠心面や根分岐部に対するブラッシング方法を効果的に指導するために、ミラーを使って拡大撮影するなど、さまざまな方向等から撮影を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。	令和 7 年 9 月 29 日に「審査情報提供事例（歯科）」として公表

No.	取扱い	根拠	備考
3	原則として、「ダツリ、C」病名に対して、再診月において、診療実日数が1日で歯科治療が終了する場合の歯科疾患管理料(2回目以降)の算定を認める。	管理計画に基づく継続的な口腔管理等を行ってきた患者に対して、「ダツリ、C」病名で、再診月において診療実日数が1日で歯科治療が終了する場合であっても、歯科疾患等の再発防止及び重症化予防のため、生活習慣の状況や口腔衛生状態等に係る口腔管理及び療養上必要な指導が行われる場合がある。	令和7年9月29日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表

本件に関する問合せ先
 東北審査事務センター
 ・ 内科・歯科審査室歯科審査課(TEL:022-785-9135)河村